様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　2025年　4月 8日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）  一般事業主の氏名又は名称  （ふりがな）  （法人の場合）代表者の氏名  住所　〒  法人番号　4210001003869  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」 | | 公表日 | 2021年　　5月　　17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」1.はじめに  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は2021年度に「選ばれる理由にこだわる」という新理念を新たに掲げ、高品位な工作機械メーカーとしてお客様から仕入れ先様まで皆様から選ばれる会社であり続けるために事業変革を進めています。  新設したDX推進室を筆頭にデジタル技術を各本部に確実に導入し、ばらつきのない高品質なモノづくり現場、情報発信体制を構築し、イノベーティブなソリューションを製造業に提供し続けて参ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を経て、該当文書を開示しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」 | | 公表日 | 2021年　　5月　　17日  　　　　2025年　　3月　　4日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」2.DX戦略概要  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx.pdf>  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」2.DX戦略概要とその進捗  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx-23_24.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「当社におけるDX戦略について」2.DX戦略概要   1. 動画制作能力の強化   動画撮影・編集できる人材をDX推進室で育成し、各本部で以下の様に動画活用を推進します。   * 販促用動画の供給体制を強化。営業販促資料（ユーザーインタビュー・カタログ）を電子化・動画化してオンラインで公開。 * 採用活動の動画利用促進。動画で分かる社員・業務紹介。 * 組立・メンテナンス手順書の動画化。海外子会社・代理店のトレーニング効率化。      1. 社内業務の効率化   社内システムを最適化し、品質の安定化と業務の効率化をはかり、高い信頼性の機械を迅速に出荷する体制を構築します。そのために、製造から事務まで一気通貫した情報連携を展開し、定量評価にこだわった見える化を実現します。   1. デジタル技術を利用したキーテクノロジーの進化   マツウラの工作機械の強みである自動化・高速高精度・使いやすさのキーテクノロジーにAIやIoTのデジタル技術を組み込み、新製品に高付加価値を創出します。そのために、AI機能に特化したエンジニアを育成し、新設した要素技術開発チームで技術開発を行います。  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」2.DX戦略概要とその進捗   1. 動画制作能力の強化   動画による各職場の業務理解の促進を図り、 採用力の向上を図ります。また、会員制サイト MyMatsuura では引き続き、設備機の自動化・ 無人化に向けた操作マニュアルやメンテナンス手順など、効率的な工場運営に役立つ情報を動 画・画像を随時追加しております。さらなる使い勝手向上と将来的な機能追加に備えて、2025 年にサーバー移転、2026 年に一次リニューアルを計画しています。   1. 社内業務の効率化   BOM システムの標準化とモジュラーデザ インの導入により、共通部品表の活用を促進し設計の効率化を図ります。同時に、新たに作成する部品表を基に中間品活用による短納期対応を見据えた生産システムの検討を進めます。   1. デジタル技術を利用したキーテクノロジーの進化   2022 年に 10 年ぶりに操作画面システムの刷新を行い、2023 年 7 月には新オペレーティン グシステム MiOS4.0 を正式リリースしました。  今後も操作性向上による作業負荷低減と安心・確実な無人運転 を実現するために、MiOS のプラットフォームをベースとした機能開発とデジタル技術の進化 を推進してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会の承認を経て、該当文書を開示しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」3.DX推進体制 | | 記載内容抜粋 | 株式会社松浦機械製作所代表取締役社長を統括責任者、DX推進室長を実務責任者とします。DX推進室は各本部の実務担当者と協議を行い、各本部同士の要件定義を整理しながら不合理のない全社連携の業務体制を確立します。  また、動画の撮影・編集はDX推進室の動画作成の経験をもとに他本部に教育を行い、AIエンジニアの育成は外部機関を利用し、なおかつ、新規採用も進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」4.システム環境整備体制 | | 記載内容抜粋 | 「当社におけるDX戦略について」4.システム環境整備体制  社内システムインフラの設計・メンテナンスを担当する、経営企画室システムグループと共同で社内システムの要件定義から導入までプロジェクトマネジメントを行います。なお、システムグループではレガシーシステムの刷新や、新機能追加のための開発が日常業務になります。一つ一つのシステム改善案件は費用対効果を基に実施を判断しており、毎年予算化された費用から投資を行っています。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「当社におけるDX戦略について」  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」 | | 公表日 | 2021年　5月　17日  2025年　3月　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社におけるDX戦略について」5.達成度を測る指標  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx.pdf>  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」1.はじめに  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx-23_24.pdf> | | 記載内容抜粋 | 「当社におけるDX戦略について」5.達成度を測る指標  企業収益の向上をもってDX戦略の全社的な達成度の指標とします。当社ウェブサイト(https://www.matsuura.co.jp/japan/company/profile)にて年商を年次更新しています。  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」1.はじめに  2021 年 5 月に策定しました DX 戦略について、2023-2024 年度における推進活動の成果・進捗を以下 の通り、報告致します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2021年　5月　17日  2025年　3月　7日 | | 発信方法 | 「当社におけるDX戦略について」1.はじめに  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx.pdf>  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」1.はじめに  <https://www.matsuura.co.jp/japan/images/company/dx/pdf/matsuura-dx-23_24.pdf> | | 発信内容 | 「当社におけるDX戦略について」1.はじめに  代表取締役社長名義でDX戦略を公表した旨を発信。当社は新設したDX推進室を筆頭にデジタル技術を各本部に確実に導入し、ばらつきのない高品質なモノづくり現場、情報発信体制を構築し、イノベーティブなソリューションを製造業に提供し続けて参ります。  「DX戦略　推進活動報告(2023-2024年度)」1.はじめに  2021 年 5 月に策定しました DX 戦略について、2023-2024 年度における推進活動の成果・進捗を以下 の通り、報告致します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年　3月 4日 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイトに回答済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2021年　4月頃　～　　2021年　5月頃 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき二つ星の宣言を行っています。  ・「秘密情報取扱規定」及び「情報機器取扱規定」に基づき体制を整備し、リスク対策を実施  ・情報セキュリティ教育を実施（年1回）  ・ウィルス対策ソフト  ・クライアント運用管理ソフト  ・直近のセキュリティインシデントの発生時例は無し |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。